

平成 15 年 10 月
環 境 省

環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

- 1 . はじめに
- 2 . 平成 1 4 年度事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
- 3 . 平成 1 5 年度事前評価結果の政策への反映状況
 - (1) 研究開発
 - (2) 公共事業
 - (3) 新設規制

1. はじめに

(1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。

環境省においては、法に基づき平成14年4月に策定した「環境省政策評価基本計画」に即して、政策評価(事後評価、事前評価)を実施している。

(2) 本年度においては、これまで以下のとおり政策評価を実施した。

- 4月 1日 平成15年度環境省政策評価実施計画を策定
- 5月19日 新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表
- 8月12日 研究開発、公共事業に関する事前評価書を総務省に提出、公表
- 同月29日 平成14年度環境省政策評価書(平成14年度の48施策に係る事後評価)を総務省に提出、公表

(3) 今般、これら政策評価結果の政策への反映状況を次のとおり取りまとめた。

平成14年度事後評価結果の政策への反映状況

平成15年度事前評価結果の政策への反映状況

(参考)

環境省政策評価基本計画

計 画 期 間：平成14年4月1日から19年3月31日までの5年間。

事前評価の対象等： 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策を対象。
すべての規制の新設を対象。

事後評価の対象等：環境省の全ての政策を対象。

政策評価の結果の

政 策 へ の 反 映：評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し反映。

2.平成14年度事後評価結果の政策への反映状況 (1)総括表

(単位:件)

分類	平成16年度予算要求へ反映した件数					平成16年度機構・定員要求へ反映した件数		
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し				機構要求へ反映	定員要求へ反映
				評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止			
施策等を対象に評価	48	5	43	25	8	17	6	17

(注)

1. 評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部または一部を見直すことにより改善等を行ったもの。
2. 評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、重複がある。

(2) 施策別整理表

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現									
1 地球規模の環境の保全	(1) 地球温暖化対策	2008年から2012年の温室効果ガスを基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減（京都議定書の削減約束）する。	京都議定書6%削減約束を達成するには、基準年比総排出量の14%分の追加対策が必要であり、増加が続いている運輸・民生部門における二酸化炭素排出量の抑制対策を中心に、なお一層の排出削減に向けた取組を進めていかなければならない。 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた第1ステップ(2002年～2004年)において行うべき施策を着実に推進していくとともに、第2ステップに向けて対策の評価・見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて追加的対策を導入していくことが重要である。 また、国際的取組としては、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける必要がある。						民生・運輸部門を中心としたエネルギー起源CO2排出抑制対策を強化するため、石油特別会計による事業を拡充し、温暖化防止のまちづくりや、温暖化対策ビジネス振興等を推進するため、新たに地球温暖化を防ぐまちづくり事業、地域温暖化対策インキュベーター（起業支援）事業等の取組につき予算要求することとした。 政策の重点化等を図りつつ、以下の取組につき予算要求することとした。 ・森林等の吸収源に関して、地球温暖化対策推進大綱における目標達成のため、新たに民生部門が保有する緑地について、吸収量の現状把握及び評価方法を確立。 ・「環の国くらし会議」について、温暖化対策型製品普及のための環境展等における製品展示等により、実践行動への提案としての具体的な情報を提供。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。 石油特別会計執行体制の強化及び我が国における京都メカニズム活用に向けた取組の円滑化のため、体制の整備・充実を要求することとした。
	(2) オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	CFC（加ワ財カ-ン：いわゆるフロン的一种）等のオゾン層破壊物質については、既に大気中濃度が低下しているものもあり、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効であると考えられる。一方、オゾン層の減少は継続しており、また、HCFC（ハドカ-ン）やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続きオゾン層保護対策を実施していく必要がある。						オゾン層の保護・回復を図るため、引き続きオゾン層等の状況の監視、途上国における対策の支援等を実施するとともに、政策の重点化等を図りつつ、新たに断熱材フロン回収・破壊システムの確立に向けた調査の取組につき予算要求することとした。
	(3) 酸性雨対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。	EANETモニタリング体制の充実・強化がなされるとともに、酸性雨モニタリングの技術的能力の向上がなされた。また、国内モニタリングによるデータの取得がなされ、酸性雨の実態解明調査が進められるなど、酸性雨による環境影響を防止するための取組については、着実に進展している。 今後は、国際協調に基づく酸性雨対策（特に発生源対策に結びつく施策）の枠組みづくりや中国等で被害が激甚化している黄砂の飛来実態等を把握し、対策を進める上での情報を収集する必要がある。						黄砂問題に適切に対応するため、黄砂移送モデルの開発等の対策の拡充につき予算要求することとした。
	(4) 海洋環境の保全	国際的な連携の下で油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。	廃棄物、油、有害液体物質等について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られてきているが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。						ロンドン条約96年議定書及びバラスト水条約への適切な対応を行うため、ロンドン条約議定書の締結に向けた法制度の整備に向け関係府省と連携して対応を図るとともに、政策の重点化等を図りつつ、新たにロンドン条約96年議定書国内対応事業及びバラスト水条約対応基礎調査の取組につき予算要求することとした。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。 ロンドン条約96年議定書上の責務を的確に履行するため、体制の充実を要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映	
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止							
(1-1) 固定発生源対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	<p>硫酸酸化物、窒素酸化物については、工場・事業場の排出規制は着実に効果をあげていると考えられる。しかし、浮遊粒子状物質については、大都市地域を中心に環境基準の達成状況は低く、固定発生源に起因する原因物質について、総合的な対策の検討が課題となっている。また、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況は依然として極めて低い水準で推移している。</p> <p>一方、低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される有害大気汚染物質については、ベンゼン等4物質に環境基準が設定されているが、これについては、ベンゼンを除き環境基準は達成されており、大気汚染防止法に基づく排出抑制や事業者の自主的な取組による有害大気汚染物質排出抑制対策は有効に機能していると考えられる。しかし、ベンゼンについては高濃度の地域があるため、全国を単位とした個別事業者団体の自主管理に加えて、高濃度地域を単位としたベンゼンの地域自主管理による排出抑制対策が導入されており、引き続き対策を実施していく必要がある。</p>					浮遊粒子状物質対策等の観点から、揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度及び減価償却資産の耐用年数の短縮措置、並びに固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置の新設を要望した。また、有害大気汚染物質のうち残留性有機汚染物質（POPs）にも該当するヘキサクロロベンゼン等については、POPs条約においてその排出削減、廃絶が掲げられているため、新たに非意図的生成の残留性有機汚染物質対策調査の取組につき予算要求することとした。	
(1-2) 自動車排ガス対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	<p>全国の測定局における環境基準の達成状況は改善傾向にあるものの、道路沿道における大気汚染物質の濃度は一般環境に比べて高くなっており、依然として二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況が低い水準に止まっていることから、自動車排出ガスについては、今後も総合的な対策の充実、強化及び着実な推進が必要である。</p>					環境基準の達成・確保等のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに都市と交通と環境の統括に向けた政策高度化調査、局地における大気汚染改善事業の取組につき予算要求することとした。また、地域への低公害車の導入をより加速させることが必要不可欠のため、低公害車導入のための補助金の拡充を図ることとした。また、事業者が排出基準適合車及び低公害車等を取得する際の低利融資制度について引き続き実施するとともに、担保条件の緩和などの一部拡充に関して予算要求することとした。	
(1-3) 基礎調査・監視測定体制の整備等	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	<p>大気環境監視体制及び測定局からの大気環境情報即時収集体制（「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」）の整備については、大気汚染対策の検討・実施に役立つとともに、国民がその必要性を理解する上で有効であると考えられる。また、有害大気汚染物質については、今後、有害大気汚染対策の測定方法の開発、効果的・効率的なモニタリング方法の確立等が必要である。</p> <p>健康影響が懸念されている微小粒子状物質（浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの：PM2.5）やディーゼル排気微粒子（DEP）については、科学的知見を集積し、これまでにPM2.5の疫学及び毒性データの集積やDEPの発がんリスクの試算や曝露評価のためのデータの集積等実績をあげつつある。今後は、従来の取組を一層充実するとともに、さらに微小な粒子（環境ナノ粒子）に関する知見の収集が必要である。</p>					監視観測体制の充実のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに花粉観測につき予測システムの試行運用を開始することとし、公害防止管理者制度についてはその見直しに伴う、実施状況把握の取組につき予算要求することとした。予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。	
(2) 大気生活環境対策	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。	<p>騒音防止技術の開発支援・普及啓発を図るため、実用化が期待されている技術の評価を行い、一定の成果を得た。自動車騒音については、面的評価の導入及び総合的対策の充実強化によって、また新幹線鉄道等騒音については新たな対策の充実強化によって、今後、状況の改善が期待される。</p> <p>また、臭気対策については、臭気指数規制の円滑な導入を図るための基盤整備等を進めた結果、地方公共団体における導入の動きが本格化しつつある。ヒートアイランド対策については、関係府省の連絡会議が設置され、ヒートアイランド対策に係る大綱の策定に向け、政府としての取組が進められている。</p>					国際的な振動評価の規格動向を踏まえ、政策の重点化等を図りつつ、新たに振動評価手法に関する検討調査の取組につき予算要求することとした。また、嗅覚測定法の国際標準規格化に向けた動きに対応し、三点比較式臭袋法の国際的な普及推進を図るための検討調査の拡充につき予算要求することとした。	

施策名		達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
				H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
				これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映	
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止								
(1)	流域の視点から見た水環境の保全	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。	公共用水域における環境基準のうち、生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域において汚濁物質を一層低減するための対策を充実させる必要がある。 健康項目については、公共用水域ではほぼ基準を達成しているが、地下水については、環境基準を超過する項目があり、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準値超過率が高い。過去の行為が汚染原因の場合も多く、汚染の早期発見と浄化等の対策が必要である。 環境保全上健全な水循環の確保に向けた調査・検討を進めているが、今後更に幅広い観点からの取組を推進していく必要がある。						健全な水環境の確保のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに水環境の健全性指標の検討調査の取組につき予算要求することとした。また、水質や水辺地の保全の観点からの水量の確保といった複数の要素を考慮した施策に取組を広げるとともに、地方自治体との連携や地域住民及びNPO等様々な主体の参加を促進することを目的として、事業の拡充につき予算要求することとした。
(2)	水利用の各段階における負荷の低減	各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。	水質汚濁防止法に基づく排水規制等は一定の成果をあげ、水環境は改善されつつあるが、排水基準項目以外や非特定汚染源からの汚染等に対応するため、新たな排水管理に向けた取組が必要である。 また、平成15年3月に開催された第3回世界水フォーラムにおいて、良いガバナンス・人材育成・資金調達を柱とする閣僚宣言が採択され、世界の水問題解決のための具体的な行動提案が水行動集として取りまとめられた。登録した行動提案を実施し、世界の水問題解決に貢献する必要がある。						水利用の各段階において発生する負荷の低減を図るため、政策の重点化等を図りつつ、経済的手法を活用した水質汚濁対策についての検討を行うほか、新たにPRTデータを活用し公共用水域への化学物質の排出が集中するホットスポットにおける環境管理施策の検討や未規制物質による地下水汚染の実態把握などの取組につき予算要求することとした。 また、世界水フォーラムにおける行動提案を実施するため、アジア地域における水環境パートナーシップの構築につき予算要求することとした。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。
3 水環境の保全	(3) 閉鎖性水域における水環境の保全	発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海については水質汚濁防止法に基づく水質総量規制により発生負荷量が削減されるなど、一定の効果を収めているものの、閉鎖性水域のCODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとはいえず、その改善効果も十分ではない。 有明海等対策については、底質、底生生物を含めた水環境の状況を調査することでより的確に把握評価するための基礎的データを収集ができた。 湖沼水質保全対策については、工場等に対する排水規制、下水道整備等が着実に進展しているものの、湖沼水質については、横這いの傾向が続いており、従来の水質改善対策の評価や非特定汚染原対策の取組強化等、新たな対策施策の構築が必要である。						閉鎖性水域における水環境の保全・改善を図るため、政策の重点化等を図りつつ、有明海及び八代海の再生に係る評価を行うための調査研究等の拡充につき予算要求することとした。 また、水質改善の進んでいない湖沼における対策を充実させるため、身近な湖沼及び汚濁負荷機構が複雑な感潮域湖沼での調査検討等の拡充につき予算要求することとした。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
(4) 水環境の監視等の体制の整備	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。	地方公共団体の行う水質監視等に対する補助など財政的支援の他、測定法開発等の技術的支援により、監視体制が整備されている。 また、全国調査データについてはGIS（地理情報システム）を活用し、国民に分かりやすい形で提供するためのシステムを構築中である。 今後は、河川水質調査の環境教育の面からの体制を充実するほか、水質総合情報システムのデータベース化、公開のための準備を進める必要がある。							

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映		
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止								
4	土壌環境の保全	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。	環境基準の設定、農用地及びダイオキシン類土壌汚染対策については、着実に事業が実施されている。市街地等土壌汚染対策については、最近の土壌汚染問題の状況に対応するために新たに土壌汚染対策法が制定され、その施行に向けて必要な政省令の制定、分析方法等を定めた告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定等を着実に進めた。						肥料等による土壌汚染を防止するため、政策の重点化等を図りつつ、新たに肥料由来の土壌汚染物質に関する調査を実施するとともに、土壌汚染対策法の円滑な施行のため、新たに都道府県等において、効率的、迅速に調査命令の発動の要否が判断されるよう汚染源解析システムモデル等の開発の取組につき予算要求することとした。
5	地盤環境の保全	地盤沈下を防止する。 環境保全上健全な水循環を確保する。	一部地域に地盤沈下の進行はあるものの、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にあり、地下水揚水規制等の施策効果が現れている。雨水浸透マス等の設置等による雨水浸透能力の向上等は見られるものの、今後、都市化による不浸透域が拡大している地域等では、浸透機能の強化が必要である。さらに、ほぼ本来の地下水水位に回復した地域では、利用を前提とした地下水保全について検討していく必要がある。						大深度地下開発による地盤環境の悪化を防止するため、政策の重点化等を図りつつ、新たに大深度地下開発による地盤環境への影響把握手法の確立の取組につき予算要求することとした。 また、地下水収支や地下水流動機構に関する科学的知見を集積するため、新たに、地下水の有効利用を含めた地下水管理手法の確立の取組につき予算要求することとした。
6 廃棄物・リサイクル対策	(1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置	循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。	循環型社会形成推進基本計画を作成し、循環型社会の形成の推進のための具体的な数値目標として、資源生産性（資源の有効利用度）、循環利用率（経済社会に投入されるもののうち循環利用量の占める割合（ strikethrough :資源を循環して利用する率））、最終処分量（最終的に埋立て処分する量）を設定したところであり、今後は、毎年度その達成度を的確に把握し、その着実な達成を図っていくことが必要である。また、地域における国民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体の循環型社会の形成に向けた取組の支援や資源生産性産出の基礎となるマテリアル・フロー会計の国際的な検討等を行っていく必要がある。						循環型社会形成推進基本計画において示された物質フロー会計の国際的な比較検討のため、新たに国際的な物質フロー会計の検討等の取組につき予算要求することとした。 また、地域における取組を促進するため、エコ・コミュニティ事業の拡充につき予算要求することとした。
	(2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。	容器包装、家電、建設等各リサイクル制度はおおむね順調に進展し、リサイクルの推進が図られている。特に容器包装については、特定事業者の再商品化の費用負担が大幅に増加しており、容器包装の減量化やリサイクルしやすい製品化など、容器包装の設計、素材の選択等における事前評価への取組が進んでいる。また、法施行後一定期間が経過したことから、市町村の費用負担等についても実態把握した上で、関係者の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。また、エコタウン事業については、14年度は2地域についてエコタウン事業計画を承認（現在までに17地域）したところであり、先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、全国の規範となるリサイクル事業が展開されている。						循環資源の適正な循環的な利用の推進のため、政策の重点化等を図りつつ、新たにリサイクル制度の体系化・高度化推進事業の実施につき予算要求することとした。 リサイクルの一層の推進のため、体制の充実を要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し	評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映		定員要求への反映
6 廃棄物・リサイクル対策	(3) 一般廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。	一般廃棄物の排出量は、やや抑制されているが、22年度で9年度比5%削減という目標を踏まえれば、できる限り早期に減少に転じさせる必要がある。リサイクル量及び最終処分量については、目標に向けて順調に進捗している。また、ダイオキシン類の排出量は、順調に削減が進んでいる状況にあるが、14年度末の目標を達成するためにより一層の削減が必要である。最終処分場については、その残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が必要であり、また、過去末規制だった最終処分場の適正化を進める必要がある。						
	(4) 産業廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。	平成9年度にくらべ、産業廃棄物の排出量は減少、リサイクル率は増加、最終処分量は減少しており、いずれも着実に進展している。また、産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量は年々削減されているが、引き続き目標達成に向けた努力が必要である。PCB廃棄物の処理については、北九州等5カ所において処理施設の立地が具体化しており、着実に進展している。						産業廃棄物の不法投棄の未然防止と産業廃棄物行政の円滑な実施のため、産廃処理業の優良化の促進、排出事業者の意識改革、電子マニフェストの普及拡大につき予算要求することとした。 また、逼迫した最終処分場について、公共開与により効果的な整備を行うことにつき予算要求することとした。 PCB廃棄物の確実かつ適切な処理のため、拠点適処理施設の整備を計画的に推進するとともに、新たなPCB汚染物に対する適切な対応や簡易測定法の開発等を推進し、また、体制の整備・充実に要求することとした。
	(5) 廃棄物の不法投棄の防止等	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	廃棄物等についての違法な輸出入等は防止されている。また、不法投棄等不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分や監視体制の強化等により新たな大規模不法投棄事案は少なくなってきたものの、都道府県等が代執行として行う原状回復措置についても現行の基金制度による支援が実施され、一定の効果を上げているが、さらに、不法投棄そのものを半減させるといった目的に対して効率性の高い施策を推進していく必要がある。 また、廃棄物の不法輸出入に対応できるチェック体制の整備、各国連携の強化等を図っていく必要がある。						産業廃棄物の適正処理を確保するシステムの構築・充実を一層推進するため、新たにGPSを活用したシステムの導入、国と地方自治体等との連携を図る不法投棄防止ネットワークの構築の取組につき予算要求することとした。 また、政策の重点化等を図りつつ、次の取組につき予算要求することとした。 ・不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、都道府県等が行う監視活動に対する補助の拡充、産業廃棄物特別措置法に基づき都道府県等が代執行として行う原状回復事業支援のための基金制度の拡充。 ・有害廃棄物等の輸出入等の規制を適切に実施するため、廃棄物等の不法輸出入に対する検査等の強化、各国とのネットワークの構築の拡充。 ・特別管理廃棄物の適正な処理の確保を一層図るため、有害物質を含む廃棄物の性状等に係る調査・検討の拡充。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。 都道府県等における大規模不法投棄事案に係る事務の調整、サポートを行うため、体制の整備・充実に要求することとした。
	(6) 合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	浄化槽は、水質改善の発現が遅やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、水量が確保され河川等の流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率が上昇し、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数が増加することにより、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が推進されている。このため、生活排水対策の遅れている中小市町村においては、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進し生活排水対策を推進し、健全な水循環の確保を図る必要がある。						生活排水対策を推進し、健全な水循環を図るため、浄化槽整備事業については拡充を図り、特に浄化槽市町村整備推進事業の一層の促進のため、新たに市町村整備の強化推進の取組につき予算要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映				
			これまで の取組を 引き続き 継続	評価対象政策の改善・見直し 評価対象政策の重点化 等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は 中止	機構要求への 反映	定員要求への 反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）		
7 化学物質 対策	(1) 環境リスクの評価	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に進めており着実に成果をあげている。また、内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発においては、魚類、鳥類、両生類について、一定の成果をあげ、新規に着手した無脊椎動物についても新たな指標（エンドポイント）を発見するなど大きな成果をあげた。環境汚染実態調査については、環境中の化学物質の分析法開発及び精度管理を強化していく必要がある。また、環境リスク初期評価を着実に推進するとともに、PRTRデータを環境リスク評価に更に活用する必要がある。	○						化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進するため、環境実態調査における調査物質数の充実及び分析法開発、精度管理の拡充を図るとともに、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質の有害性評価等については対象物質数の大幅な拡充につき予算要求することとした。その他、各種調査研究を通して、新たな環境リスク評価手法の導入のための拡充につき予算要求することとした。
	(2) 環境リスクの管理	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	ダイオキシン類については、排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点から目標達成状況はおおむね良好である。 農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、今後の制度の具体化に備えているところであり、目標の達成に向けて大きな前進があった。							ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図るため、政策の重点化等を図りつつ、ダイオキシン類対策については、新たに、国民各層による取組成果の評価等を踏まえ、目標達成状況を検証し、今後の方向付けを検討するとともに、正しい理解の一層の普及啓発等に取り組むこととした。農薬汚染防止対策については、新たに、内分泌かく乱作用評価手法の検討及び特定農薬指定のための安全性評価に係る調査等を実施するため予算要求することとした。化学物質の審査・規制については、動植物への影響に着目した審査・規制の導入等に伴い、新たに、生態毒性に係る既存化学物質安全性点検等の取組につき予算要求することとした。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。 農薬取締法及び化学物質審査規制法の改正に伴い体制の充実を要求することとした。
	(3) リスクコミュニケーションの推進	PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する人材育成・活用や場の提供を行う。	平成15年3月の第1回目のPRTRデータの集計・公表、化学物質アドバイザーの登録、「化学物質と環境円卓会議」の開催等当初目標どおり着実に実施したところである。しかしながら、これらの取組は緒に付いたところであり、PRTRデータの精度の向上、データ集計・公表システムの改良等改善すべき課題が残っており、また、化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションについても一層推進していく必要がある。	○		○				PRTR制度の定着と円滑な運用を図るとともに、そのデータの有効活用のための取組の拡充につき予算要求することとした。また、化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションの一層の推進が必要であるため、情報の整備や対話の推進に係る取組の拡充につき予算要求することとした。
	(4) 国際協調による取組の推進	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携・協力を図る。	POPs条約については、条約に基づく国内実施計画の策定作業を開始し、16年度中の策定に向けて着実に進んでおり、今後は、地球規模でのPOPsの削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していく必要がある。一方、PIC条約については、条約の承認を得るための案件について第156国会に提出しており、15年度中の締結に向けて着実に進んでいる。	○		○				化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、POPs条約、PIC条約といった化学物質関係の条約等に関連する国内施策の推進及び国際的に統一された化学物質の分類とラベルによる表示等の導入に関する国際機関等との連携・協力の拡充を図るとともに、今後の中長期的な化学物質管理のための戦略的行動計画について整理を行うため、施策の拡充につき予算要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映	
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止							
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	<p>「新・生物多様性国家戦略」に基づき、自然公園法の改正等がなされるなど、生物多様性保全の観点をより強く組み込む取組が効果的に行われた。</p> <p>生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報が着実に蓄積されるとともに、IT技術を用いてデータが整備され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。</p> <p>また、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への提出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。</p>						生物多様性を確保し自然と共生する社会の実現を図るため、政策の重点化等を図りつつ、新たに生態的ネットワーク基本構想策定に取り組むとともに、重要生態系監視地域モニタリング推進事業、浅海域の重要生態系の保全や開発途上の遺産地域等への保護対策協力推進調査の拡充につき予算要求することとした。重要生態系監視地域におけるモニタリング業務の推進のため、体制の充実を要求することとした。
	(2) 自然環境の保全	<p>自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。</p> <p>里地里山等については、全国的レベルの分析を行うことによって保全の必要性に対する認識を高めるなど成果をあげている。また、効果的な補助を通じて、都市地域等の身近な自然としてニーズの高いビオトープ整備が進められた。</p> <p>干潟・藻場等の湿地については、タイプ毎の保全策の立案等に有効な基礎的情報の整備を進めた。今後、国立公園については、一層の質の向上を図り将来にわたる資産として更に充実していくとともに、里地里山の保全と持続可能な利用に関しては、これまでの検討を踏まえ、関係省庁、機関、団体等との連携による保全のための取組を進める必要がある。</p>						新たな世界自然遺産の推薦を目指し、世界自然遺産としての価値の検証及びその保全方策の確立を図るため、政策の重点化等を図りつつ、新たに世界自然遺産候補地等検討調査の取組につき予算要求することとした。里地里山モデル事業の推進、全国各地での永続的な里地里山の保全と再生の推進のため、体制の充実を要求することとした。
	(3) 自然環境の再生	<p>生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、NGO等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。</p> <p>自然再生に係る調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で有効に機能している。</p> <p>計画段階から専門家、地元住民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取り組みを合意を得つつ推進することが可能となっている。</p> <p>また、自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。</p>						地域の自主的な取組による自然再生を推進するため、科学的知見等の収集整備・情報提供を行うとともに、研修や環境学習を通じて市民活動に関わる人材育成を支援するための施策の拡充につき予算要求することとした。各地域で実施される自然再生事業を総合的かつ効率的に実施するため、体制の充実を要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(4) 野生生物の保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに種の保存法に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。移入種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。	鳥獣保護法の改正、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関するカルタヘナ議定書国内担保法の策定準備、移入種対策の検討などの政策の仕組みづくりについて進展が見られ、また、国設鳥獣保護区の新規指定、希少野生動植物の指定（国内、国際）及び猟法規制の強化を図るとともに、国際的に重要な湿地に関するラムサール条約締約国会議や国際的に希少な野生動植物の国際取引に関するワシントン条約締約国会議への参加など国際的取組等を推進し、一定の成果をあげた。						移入種対策の総合的・体系的な推進のため、政策の重点化等を図りつつ、法制度の整備や駆除作業の実施などの取組を進めるとともに、カルタヘナ議定書国内担保法の的確な施行に向けての取組、トキの野生復帰に向けた取組などの希少野生動植物の保護、広域種対策、特定鳥獣保護管理計画の一層の推進などの鳥獣保護管理の拡充につき予算要求することとした。 カルタヘナ議定書国内担保法の確実な施行及び移入種対策の的確な推進に係る業務を一元的に管理するため、体制整備を要求することとした。 希少野生動植物種の国内取引・生息地保護に係る監視を強化するため、体制充実を要求することとした。
	(5) 動物の愛護及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。	普及啓発やモデル事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養の推進が図られたが、人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要である。 また、動物の愛護と適正飼養のあり方について、基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与える恐れのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。					動物愛護管理体制の強化を図るため、政策の重点化等を図りつつ、官民連携して普及啓発を行うとともに、家庭動物の遺棄防止及び再飼養の推進など動物愛護管理の拡充につき予算要求することとした。 動物愛護管理の事務処理体制の強化を図るため、体制充実を要求することとした。	
	(6) 自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。	自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちが図られた。 今後は、より環境教育・環境学習の視点を重視するなど、自然とのふれあいに関する各種施策の充実を図りつつ、総合的に推進することが必要である。					国立公園における自然系環境教育を推進するため、新たに自然解説等を行う専門家の配置、ガイドブックの整備等の取組につき予算要求することとした。 また、温泉利用者のニーズに的確に応えるため、新たに温泉の適正な表示のあり方の整備の取組につき予算要求することとした。 温泉の保護及び利用の推進に係る業務に一元的に対応するため、体制の整備・充実を要求することとした。	

施策名		達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
				H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
				これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映		
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止									
9 国際的 取組 に係る 施策	(1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らし、十分な貢献を行う。	地球環境保全に関する国際的な取組として、ヨハネスブルグサミット等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、森林の保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全などの分野についても、国際的な環境政策の推進に寄与した。 今後は、ヨハネスブルグサミットを踏まえた、持続可能な開発を具体的に実現していくための長期的な取組を実施する必要がある。							政策の重点化等を図りつつ、ヨハネスブルグサミットにおいてその必要性が改めて確認された貿易と環境の相互支持性の強化、森林の保全及び南極の環境保全の取組の拡充につき予算要求することとした。
	(2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。	開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。							協力形態や実施主体の異なる事業を対象に事業評価を行いより効率的な事業の企画に資するため、政策の重点化等を図りつつ、これまでに検討した環境協力事業評価手法を活用し、新たに、より汎用性の高い簡易型評価手法の確立、アセアン各国の環境協力、各国の環境アセスメントの実施状況の調査・分析等の取組につき予算要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し	評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	
<p>各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策</p>								
1 環境基本計画の効果的実施	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。	<p>各種計画と環境基本計画との調和が図られたことなど政府における環境基本計画の総合的な推進について、一定の成果は見られた。また、統計データの充実、自主的取組を有効に機能させるための方策など目標設定への検討が実施されるなど、環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進められた。</p> <p>環境基本計画の効果的実施には、環境の視点だけでなく、環境保全施策に係る社会、経済も視野に入れたマクロ分析が重要であり、環境により効果的かつ経済的にも効率的な環境保全施策の展開に向け、環境政策の社会経済への影響、環境負荷低減効果の分析など、基礎的実証的な政策研究が必要である。</p>						環境保全経費の公表を早めるため、集計システムの拡充につき予算要求することとした。また、環境白書の普及啓発のため、環境白書普及啓発会の拡充につき予算要求することとした。
2 環境教育・環境学習の推進	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。	<p>こどもエコクラブ数、環境カウンセラーの登録数については着実に増加を続けており、プログラムの整備についてはCD-ROM化によるコスト削減で配布数・配布先を拡大し、有効活用されている。また、国民、事業者、民間団体などの各主体の取組に対する支援策等についても、一定の成果を上げている。しかし、各主体へ環境に対する関心や理解を十分深めさせるには至っておらず、新たな手法の開発や見直しをも含めた施策の更なる推進が必要である。具体的には、各主体に対する環境教育の担い手となる人材の育成や情報提供の仕組みを開発、環境カウンセラー制度の更なる推進施策の実施等が必要である。</p>						環境カウンセラー制度の活用のさらなる推進のため、政策の重点化等を図りつつ、活用施策の拡充につき予算要求することとした。予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成15年度をもって廃止した。環境保全活動・環境教育推進法に規定された業務の実施や環境教育の推進に係る新規事業の企画・立案等を行うため、体制の充実を要求することとした。
3 環境パートナーシップの形成	NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。	<p>地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスを平成8年に開設して以来、各主体のパートナーシップの促進のために様々なNGO支援や情報の提供を行ってきており、一定の成果があがっている。現在では全国各地にNGOを支援する拠点施設の設置が促進されてきており、地域における支援が広がりがつつある。また、国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換により、国民の環境意識が向上し、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。</p>						環境パートナーシップの形成を促進するために、新たに地方公共団体の職員等を主な対象として、パートナーシップ促進のための普及啓発及び人材育成調査に取り組むとともに、NGP/NPO等の視点をより環境施策に反映させるために、公募した政策提言の中から特に実現可能性のある優秀な提言を選定するモデル事業として予算要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
4 環境と経済の統合に向けた取組	(1) 経済活動による環境配慮の徹底	<p>経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。</p> <p>税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資するとともに、今後の更なる環境配慮の徹底に向けた温暖化対策税の導入に向けた議論の進展を図ることができた。</p> <p>また、環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム（エコアクション21）に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与していると考えられ一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要である。</p>						<p>2004年に予定されている地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しにおいて温暖化対策税が必要とされた場合に備え、温暖化対策税について、その効果、国民生活や産業に与える影響などの論点を含め引き続き検討するとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めていくための取組の拡充につき予算要求を行うこととした。</p> <p>事業者の事業活動における環境配慮を徹底するため、政策の重点化等を図りつつ、事業者の自主的な環境保全活動の推進事業の拡充につき予算要求することとした。</p> <p>環境面を重視した社会的責任投資等の金融のグリーン化及び対日直接投資促進など環境に配慮した投資を促進するため、体制の充実を要求することとした。</p>
	(2) 環境保全型産業活動の促進	<p>環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。</p> <p>国及び地方公共団体によるグリーン購入の推進により、環境物品等の調達の対象範囲等の大幅な拡大が図られ、予算規模も拡大し、市場に与えるインセンティブはより大きなものとなっている。また、地域ネットワークの設立や各種情報提供体制の整備により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が図られつつある。環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は、14年度の調査によれば、22年には約47兆円、約112万人になると推計しており、今後を着実に拡大すると考えられるが、目標の達成のためには一層の普及促進を図るための施策展開を図る必要がある。今後は、基礎調査だけでなく、環境ビジネスへの振興、金融分野における環境配慮の促進等に関する具体策を検討し、展開していくことが必要と考えられる。</p>						<p>環境に配慮した製品の普及、サービスや環境保全に貢献するビジネスの振興を促進するため、政策の重点化等を図りつつ、環境に配慮した製品・サービスの普及促進事業及び環境ビジネスの振興事業の拡充につき予算要求することとした。</p>
	(3) 環境事業団の効果的な運営	<p>環境事業団の効果的な運営を進める。</p> <p>環境事業団の管理費等事務費を効率的に執行し、前年度実績以下とする目標を定め、事業の効率的な運営を図っている。</p> <p>環境事業団については、16年4月より、地球環境基金に係る業務など一部の事業を独立行政法人に移管したうえで、PCB廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしており、事務の円滑な移行に向けて作業を進める必要がある。</p>						<p>「特殊法人等整理合理化計画」を受け、独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、16年4月に設置される独立行政法人環境再生保全機構に承継される建設譲渡事業は、現に事業実施中のものを除き廃止することとした。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し		機構要求への反映	定員要求への反映		
評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止								
5 環境アセスメント	(1) 環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。	環境影響評価法に基づき手続きを開始したものは132件あり、うち手続き当初から法に基づき手続きを開始したものは82件である。環境影響評価制度に対する全般的な理解は進んでいるものの、スコーピング（住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続き）の活用、アセスメントを通じた主体間のコミュニケーションの促進等には課題が多い。また、比較的新しい制度でもあり、常に新たな技術手法を把握、開発するとともに、それらの技術が事業者によって活用されるようにするという観点からは課題も多い。						よりよい環境保全措置の計画・実施のため、新たに文献調査、現地調査、環境保全措置の整理と評価につき予算要求することとした。また、生態系の定量的評価モデル整備のため新たに生息域適応指標の開発、フォーラムの開催等につき予算要求することとした。
	(2) 戦略的環境アセスメントの推進	国の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。	いくつかの個別の事業分野について上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示され、また、東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定される等、目標達成のためのシステム構築の動きが見られるところであるが、未だ全ての上位計画や政策について十分なシステムが導入されている状況にはない。 今後は、可能な分野や可能な具体的な計画から配慮を行うためのシステムを実施して実例を積み重ね、有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る必要がある。						これまでの事項を引き続き推進することとした。
6 環境に配慮した地域づくりの支援	地域環境総合計画の策定を推進するとともに、情報面からの支援を行い、環境に配慮した地域づくりの実効ある展開を図る。	地域環境総合計画の策定支援の結果、同計画の策定地域は着実に増加し、14年度末までに都道府県・政令指定都市全てと500の市町村（全市町村の15%）において策定された。 また、地域環境行政支援システム（知恵の環）により、全国規模で地方公共団体から環境施策等の情報を収集・提供を行っており、環境に配慮した地域づくりに一定の寄与をもたらしているといえる。							雇用の確保や地域の活性化を図りつつ地域発での環境と経済の好循環を創設することを狙いとして、新たに環境と経済の好循環のまちモデル事業の取組につき予算要求することとした。
7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。	環境省の科学技術関係経費は平成9年度～14年度の6年間で約70%伸びたが、平成14年度の予算は306億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の0.9%にとどまっている。環境分野の重要性を鑑みると、一層の増額を図り環境分野における科学技術の推進を行う必要がある。「公害防止等試験研究費」においては、研究課題の採択に当たって、事前に採択方針を提示し、環境行政に資する効果的な研究の促進を図ることとしている。また、中間評価等を行うことにより効果的な研究管理の促進と環境政策との適合性の確認を行っている。この結果、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発が効率的・効果的に推進されており、その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間等における環境保全活動などに活用されている。							実用化研究開発の分野において、技術革新につながる基礎研究等への取組を強化する。ナノテクノロジー等の先端技術の開発促進、技術の第三者による実証を進めるほか、新たに優秀な若手研究者・技術者の支援、地方環境研究所が連携するモデル的な環境研究・技術開発プロジェクトの支援等の新たな取組につき予算要求することとした。 環境技術研究の一層の充実のため、体制の充実を要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）	
8	環境情報の整備と提供	環境情報の体系的な整備及び提供により、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の状況、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。	環境情報の体系的整備と提供については、環境省ホームページの提供データ量とアクセス数とも着実に増加している。 また、電子政府の構築については、申請・届出等手続のオンライン化時期を15年度から14年度に前倒して実施した。						新環境省LANシステムをより効果的に運用するため、新たに外部事務所接続回線の増強を図るとともに、庁舎管理上の制約に鑑み、情報セキュリティ上の安全性を確保するため、新たにアウトソーシングセンターの活用につき予算要求することとした。 「電子政府構築計画」の策定や「統計行政の新たな展開方向について」の決定を受けて、今後、具体策の実行を求められることとなり、一層の業務量の増大に適切に対応するため、体制の充実を要求することとした。
9	公害防止計画の推進	公害の著しい地域等を解消する。	公害防止計画策定地域は、制度が創設された昭和45年以降、延べ50地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成14年度未現在では32地域にまで減少した。また、平成13年12月の中央環境審議会の答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」を受けて、策定要件を明確化し、平成14年度策定地域から課題対応型の計画を作成するよう都道府県に指示しているところであり、より実効性のある計画の推進を図っているところである。						公害防止計画の見直しのため、調査等の充実を図ることとした。
10	(1) 公害健康被害対策（補償・予防）	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済が行われるとともに、未然防止に係る健康被害予防事業や環境保健サーベイランス等が着実に実施された。						これまでの事項を引き続き推進することとした。
	(2) 水俣病対策	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に対する国際協力及び総合的研究について着実に進める。	水俣病総合対策については、対象者の高齢化に対応した水俣病総合対策の運用改善及び地域再生・振興の着実な実施など、地元団体等関係者の評価が高く、今後も確実に実施していく必要がある。また、水銀汚染が懸念される国での現地住民等に対する普及啓発セミナーは啓発効果が大きく、引き続き世界各地の水銀汚染問題の防止に向けた国際貢献等を強化していく必要がある。水俣病に関する総合的研究については、医学的研究や臨床・疫学研究を進めているが、近年UNEPを中心として低濃度の水銀汚染による影響解明の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応する必要がある。						これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					備考（評価結果の平成16年度予算要求等への反映の主な例）
			H16年度予算要求への反映			H16年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き継続	評価対象政策の改善・見直し 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	
10 環境保健対策 (3) 環境保健施策に関する調査研究の推進	国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染との関係、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。	国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と大気汚染との関連、いわゆる化学物質過敏症、電磁波の健康影響について、因果関係解明には至らないものの、着実な成果をあげた。 大気汚染と花粉症との関係については、花粉症動物実験モデルの作成及びディーゼル排気微粒子（DEP）吸入曝露装置の開発に成功した意義は大きい。いわゆる化学物質過敏症については、未解明な部分も大きい。二重盲検法の症例数を増やし一定の結果を得るとともに、その病態解明に向けた有用な知見が得られた。また、電磁波に関する調査研究では、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に向け、基礎的な情報を得られたばかりでなく、今後の調査研究に向けての問題点も明らかになるなど成果をあげた。	○	○				これまでの事項を引き続き推進することとした。
11 環境政策の基盤整備	環境政策推進のための知見を収集し活用するとともに、研修を実施することにより職員知識の向上を図り、専門的技術を習得させる。	学識経験者も交えた研究会等により、その時々最新のもしくは重要なトピックについての内外の環境政策・環境法制等の情報収集や研究を行っており、広汎化・多様化する環境政策の企画・立案に役立っている。これまでも、ダイオキシン類対策、環境影響評価、地球温暖化対策といった環境行政における新たな重要施策に対応して研修を新設し、人材の育成に努め、新規施策の円滑な推進に寄与している。年間を通じ、研究会において環境政策・環境法制等の研究を行い報告書を出すなど、成果は見られた。また、研修を実施することによって職員知識向上を図り、専門技術の取得に資することとなった。						環境政策の基盤整備のため、政策研究につき予算要求することとした。 環境政策研究の充実のため、体制の整備・充実を要求することとした。

3 . 平成 1 5 年度事前評価結果の政策への反映状況 (1) 研究開発

事業名	評価時期	期間	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
地球環境研究総合推進費における戦略的研究開発領域の平成 15年度新規研究プロジェクト	H14.10 - H15.3	15-19	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的に15年度から着手すべき新規研究プロジェクトのテーマとして、陸域生態系における温室効果ガスシンク強化技術及び温室効果ガスソース制御技術の開発と環境影響及び社会・経済的な効果の評価に関する研究」を設定。 ・様々な機関に所属する研究者から応募のあった研究課題提案 (18件)の中から、新規研究プロジェクトの一部を構成するにふさわしい研究として、6課題を選定・採択するとともに、採択に当たっての改善点・留意点を整理。 	事前評価結果を踏まえ、採択された6つの研究課題を要素として含んだ新規研究プロジェクトについて、財務省より「一般会計歳出予算目の区分承認」を受け、正式に研究を開始した。

(2) 公共事業

(2)- 1 平成 15年度自然公園等事業の新規事業

事業主名 事業主 名 体	評価時期	整備期 間	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
洞爺湖地域新活性化事業 西北海道地区自然保護事務所	H15.3	15 - 18	・必要性 :支笏湖国立公園の洞爺湖温泉集団施設地区において、平成 12年に有珠山の火山活動で大きな影響を受けた地域の再活性化 ・有効性 :自然とのふれあいの向上、自然学習活動の促進、地域の活性化 ・効率性 :投資 (費用)に対して総便益が超過	本事業の評価内容を踏まえ、15年度新規事業として採択している。

(2) 公共事業

(2)- 2 - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設整備事業 北海道釧路広域連合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 現有施設 (ごみ焼却施設) の老朽化 (昭和 51 ~ 平成 6 年竣工) による施設の更新。 有効性 : ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制 (排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 北海道根室北部衛生組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 廃棄物処理法の規定に適合した埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全 (放流水の水質の排水基準の達成)。 効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 岩手県盛岡地区衛生処理組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 現有施設 (し尿処理施設) の老朽化 (昭和 46 年度竣工) による施設の更新。 有効性 : し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上 (放流水の水質の排水基準の達成)。 効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 山形県鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 有効性 容器包装廃棄物 (ビン、缶、ペットボトル等) の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
汚泥再生処理センター整備事業 埼玉県荒川南部環境衛生一部事務組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和41年竣工)による施設の更新。 ・有効性 :し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設 灰溶融施設整備事業 東京二十三区清掃一部事務組合 (葛飾清掃工場)	H15.4	15 - 18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和51年竣工)による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
灰溶融施設整備事業 東京二十三区清掃一部事務組合 (中央防波堤灰溶融炉施設)	H15.4	15 - 18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 :灰溶融施設未整備による施設の新設。 ・有効性 :焼却灰の溶融に伴う埋立処分量の減少による埋立処分地施設の延命化。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 :ごみ処理施設未整備による施設の新設。 ・有効性 :焼却灰のセメント原材料化に伴う埋立処分量の減少による埋立処分地施設の延命化。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 東京都板橋区	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 :廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・有効性 :容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
リサイクルプラザ整備事業 神奈川県茅ヶ崎市	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (市単独設置の破砕・選別施設) の処理能力の不足による施設の新設。 ・有効性 容器包装廃棄物 (ビン、缶、ペットボトル等) の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 新潟県十日町地域衛生施設組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全 (放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 長野県千曲衛生施設組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (し尿処理施設) の処理能力の強化のための施設の増設。 ・有効性 し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上 (放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 岐阜県郡上広域連合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (ごみ焼却施設) の老朽化 (昭和48～平成7年度竣工) による施設の更新。 ・有効性 ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制 (排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 岐阜県郡上広域連合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (ごみ焼却施設) の処理能力の不足による施設の新設。 ・有効性 容器包装廃棄物 (ビン、缶、ペットボトル等) の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 岐阜県高山市	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 静岡県島田市・北棒原地区衛生消防組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和48～57年度竣工)による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設・リサイクルプラザ整備事業 静岡県掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和58、60年度竣工)による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(ダイオキシン類排出基準の達成)、容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 静岡県浜松市	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 愛知県豊田市	H15.4	15 - 18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和53、61年度竣工)による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 愛知県豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (埋立処分地施設) の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全 (放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 大阪府大阪市	H15.4	15 - 21	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (ごみ焼却施設) の老朽化 (昭和52年度竣工) による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制 (排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 兵庫県姫路市	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (埋立処分地施設) の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全 (放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 岡山県水島エコワークス (株)	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (ごみ焼却施設) の老朽化 (昭和52年度竣工) による施設の更新。 ・有効性 :ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制 (排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成) 、PF手法の採用 (倉敷市) による各年度間の市の施設整備費用負担額の均等化。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 広島県加茂広域行政組合	H15.4	15 - 17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設 (埋立処分地施設) の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全 (放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資 (費用) に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
リサイクルプラザ整備事業 宮崎県西都児湯環境整備事務組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・有効性 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 宮崎県西都児湯環境整備事務組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の更新。 ・有効性 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 宮崎県都城北諸県広域市町村圏事務組合	H15.4	15 - 16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・有効性 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 ・効率性 投資(費用)に対して総便益が超過。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

(2) 公共事業

(2)- 2 - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (産業廃棄物処理施設整備事業)

事業主体	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 秋田県	H15.4	15-17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 :現有施設(最終処分場)の残余容量の逼迫による施設の不足 ・有効性 :産業廃棄物の処理体制の確保 ・効率性 :投資(費用)に対して総便益が超過 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 岡山県水島エコワークス(株)	H15.4	15-16	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 :岡山県内及び倉敷市内における産業廃棄物の処理施設の不足 ・有効性 :産業廃棄物の処理体制の確保 ・効率性 :投資(費用)に対して総便益が超過 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

(2) 公共事業

(2)- 2- 3 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (PCB廃棄物処理施設整備事業)

事業主名 事業主名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
PCB廃棄物処理東京事業 (環境事業団)	H15.5	15-17	<p>・必要性 :保管継続のリスクの解消、国際的取り組み、長期に保管されているPCB廃棄物の早期処理体制の構築</p> <p>・有効性 :人の健康影響の低減</p> <p>・効率性 :効率性評価の手法等について、有識者からなる検討会を開催し、その検討をふまえ、ダイオキシン対策としての費用効果分析をごみ焼却施設ダイオキシン対策事業と比較する手法をとることとした。既に行われたごみ焼却施設ダイオキシン対策事業の費用効率性は、算定期間を10、20、30年間とした場合、それぞれ54、82、171億円/kg-TEQであり、本事業の費用効率性は、ごみ焼却施設ダイオキシン対策事業と比肩するかそれ以上。</p>	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

(3) 新設規制

政策の名称	評価時期	政策評価の結果の概要	評価結果の政策への反映状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法案に基づく規制	H15.3	廃棄物の排出量の高水準での推移、不法投棄等の不適正処理の多発など、廃棄物をめぐる社会問題が依然として深刻であることなどから、不適正処理対策の更なる強化が必要とされている。これらの規制措置の新設は、廃棄物の不適正処理の一層の防止に資する。	第156国会へ当該法律案を提出した。 (平成15年6月11日成立、6月18日法律第93号として公布)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正法案に基づく規制	H15.3	化学物質の管理の一層の充実が求められている国際的動向等も十分に踏まえながら、新規化学物質の審査及び規制をより効果的かつ効率的に行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するものとなっており、今般の規制措置の新設は必要かつ合理的。	第156国会へ当該法律案を提出した。 (平成15年5月22日成立、5月28日法律第49号として公布)
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に基づく規制	H15.3	これらの規制措置の新設により、カルタヘナ議定書が的確かつ円滑に実施されるとともに、遺伝子組換え生物等による生物の多様性への影響を防止することが可能。	第156国会へ当該法律案を提出した。 (平成15年6月10日成立、6月18日法律第97号として公布)